

## 仕様書

### 1 業務名称

令和7年度ひがしなり SDGs 万博バルイベント企画運営業務業務委託

### 2 事業目的

世界中の多くの方が集結する「国家プロジェクト」である大阪・関西万博会場への主要交通機関である大阪メトロ中央線の緑橋駅、深江橋駅が所在する東成区において、東成区民や東成区に在学、在勤の方々に大阪・関西万博をPRし、来場促進を図ること及び、来阪者に区内の回遊を促し、東成区の活性化に繋げることを目的として、区内全体を会場としたバルイベントを開催する。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和7年11月28日（金）

### 4 履行場所等

バルイベント：東成区全域

イベント実施日：令和7年9月13日（土）～10月13日（月・祝）

※令和7年9月13日（土）に、オープニングイベントを開催すること。

- ・開催時間は未定
- ・雨天時は、開催について発注者と協議すること。
- ・東成区民センター前及び、2階大ホールは、東成区役所が確保済みであるため使用可能であるが、これには捉われない。

※東成区役所は、令和7年9月13日（土）に万博会場に出展予定

### 4 業務内容

#### (1)バルイベント企画運営

ア イベント会場（東成区全域）を使用した催事（バルイベント）計画の策定

イ イベント会場（東成区内で自由に設定）を使用した催事（バルのオープニングイベント）計画の策定

ウ 効果的な訴求方法、ストーリーの構築をはじめとした催事企画及び運営

#### (2)バルイベント参加企業・団体等（東成区内に店舗を有する企業・団体等に限る）との調整

ア 30以上の参加企業・団体等を集めること。（令和6年度参加企業・団体数：20）

イ 参加企業・団体等に万博PRの協力を求めること。

ウ 参加企業・団体等にひがしなり SDGs 宣言書の提出を求めること。

(参考) ひがしなり SDGs 宣言書の募集について

<https://www.city.osaka.lg.jp/higashinari/page/0000578000.html>

エ オープニングイベントに、5以上の参加企業・団体等を集めること（令和6年度参加企業・団体数：3）

オ 参加企業・団体等から広報紙・ホームページ・SNS・チラシ等など各種広報ツールに掲載する許可を得ること。（内容について、発注者と協議すること）

### (3) 広報

ア 発注者と協働し、広報紙・ホームページ・SNS・チラシ等の必要な広報を行うこと。広報紙については、参加企業・団体等が記載された全体地図の掲載を行うこととする。

イ 区民等に対しては万博の来場促進、来阪者に対しては東成区の魅力をPRを目的とし、多様な媒体を活用した広報を実施すること。

ウ 一連の記録写真を撮影すること。（被撮影者に対して使用の許諾を得ること）

### (4) アンケート

参加企業・団体等及び参加者からアンケートを得ること。内容について、発注者と協議することとする。なお、参加者に対するアンケートは紙及びWebを併用すること。

(参考) 令和6年度ひがしなり SDGs 万博フェスタ

<https://www.city.osaka.lg.jp/higashinari/page/0000629159.html>

<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/PositionSelect?mid=95>

[https://www.instagram.com/higashinariku\\_osaka/?hl=ja](https://www.instagram.com/higashinariku_osaka/?hl=ja)

## 5 業務計画書及び業務完了報告書の作成

(1) 受注者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(2) 受注者は、業務の履行が確認できる実績報告書及びアンケート集計結果を、令和7年11月28日（金）までに発注者まで提出すること。

(3) 業務の適正な執行を期するため、業務完了前であっても、発注者の求めに応じて報告（進捗状況の報告等）や書類（事実確認のための根拠書類等）の提出を行うこと。

## 6 著作権等

(1) 本事業によって得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発注者に帰属する。

(2) 受注者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

## 7 契約金額

- (1) 契約価格は、「4 業務内容(1)～(4)」に関する経費など、本業務に関する一切の経費を含めるものとする。
- (2) 支払いは、受注者からの請求に基づき、履行確認後に一括で行う。  
なお、災害、荒天等によりイベントの一部又は全部が中止となった場合の費用負担については、発注者と受注者との協議のうえ決定するものとする。

## 8 事故対応・保険

- (1) 事故・危機管理等
  - ア 事業実施にあたっては事故等が発生しないよう、特に参加者の安全管理、健康管理に細心の注意を払うこと。
  - イ 緊急時には、直ちに受注者の事業管理責任者において初期対応を行うとともに、発注者に連絡や報告を適切に行うこと。
- (2) 保険
  - ア 本事業実施中の事故等に備え、受注者において保険等に加入すること。保険料は委託料に含むものとする。

## 9 一括再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することができない。
  - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。  
なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の

相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 10 留意事項

本事業の実施にあたっては、以下の項目に十分留意すること。

- (1) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度、受注者と発注者において適宜協議し、これを処理するものとする。
- (2) 受注者は、事業の収支を明らかにした帳簿や領収書類等関係書類を常に整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。
- (3) 本事業を担当する人員を配置し、業務の遂行に支障のないよう発注者との連携を密に図り、業務全般の円滑な運営体制を構築すること。
- (4) 本事業で知り得た個人情報、法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、目的外使用は絶対に行わないこと。
- (5) 万一、個人情報、法人情報について情報が漏えいした場合は、速やかに発注者へ報告すること。
- (6) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 18 年大阪市条例第 16 号）を遵守すること。
- (7) 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）を順守すること。
- (8) その他、業務遂行上必要な関係法令を遵守すること。
- (9) 受注者は、本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるような環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。（障がいのある人への合理的配慮の提供）
- (10) 専用のホームページ等を作成した場合は、令和 9 年 3 月 31 日までドメインを保持すること。

## 11 問合せ先

〒537-8501 大阪市東成区大今里西2丁目8番4号

大阪市東成区役所 総務課 総合企画担当

電話：06-6977-9018 FAX：06-6972-2732

Eメール：[tn0001@city.osaka.lg.jp](mailto:tn0001@city.osaka.lg.jp)